

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：カンボジア国サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：カンボジア国サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00487

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 22 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画
準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2027年12月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の8%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。^２具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２６年度末（２０２７年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

無償資金協力部 業務第六課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２６年７月２８日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２６年７月２９日 １２時まで
３	質問への回答	２０２６年８月３日まで
４	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	２０２６年８月７日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の２営業日前まで
７	見積書の開封	２０２６年８月２７日 １０時
８	評価結果の通知日	見積書開封日時から１営業日まで
９	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※２０２３年７月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

^２ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- １）消極的資格制限
- ２）積極的資格要件
- ３）競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

- １）提出期限：上記２．（３）参照
- ２）提出先：<https://forms.office.com/r/jL1qCYagZh>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード

は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提

案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設

計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

（３）設計、積算補助に関する国内再委託先についても、同社及びその親会社／子会社等は同様に、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。（国内再委託については第 2 章をご確認ください。）

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	・サイバーセキュリティ関連の機器、保守、サービスの無償資金協力での供与に際して、考慮すべき事項の提案 ・サイバーセキュリティ分野の機材・サービスの詳細化に向けた具体的な調査実施体制の方針や留意点の提案	第3条(14) 無償資金協力事業に精通したコンサルタントとサイバーセキュリティ分野のコンサルタントとの連携
2	・機材の利用目的であるサイバーセキュリティコースのカリキュラムや研究開発試験等の内容と整備する機材の整合性が取れていることを確認する方法や留意点の提案 ・運用段階における運用保守・維持管理に必要な費用を安価にする方法や留意点の提案 ・実施機関の財務持続性を確認するための方法や留意点の提案	第3条(12) 整備機材内容の精査及び財務持続性の確認
3	・関係者が多数存在する中で効率的な調査マネジメントについての提案	第3条(13) JICA関係部署との協議・検討
4	・IT分野におけるシステムの供与を行う場合に適当と考えられる調達方法の提案 ・通常の機材案件とは異なるサイバーセキュリティやIT関連に特化した積算方法の提案	第3条(8) IT分野における調達方式の検討方針

【2】 特記仕様書(案)

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「補完編（土木分野）」（2025 年 9 月）

同「補完編（建築分野）」（2025 年 9 月）

同「機材編」（2025 年 9 月）

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2025 年 10 月）

コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル〔小中学校・保健センター建設編〕（2015 年 1 月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

ソフトコンポーネント・ガイドライン

ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。なお、第一回及び第二回現地調査に際しては、JICA から調査団が各一週間程度参加する。

本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

(ア) 第 1 回現地調査

- 設計・積算に必要な情報収集、概略設計の実施、実施体制、障害、ジェンダー配慮
- 時期は、2026 年 11 月頃を想定している。

(イ) 第 2 回現地調査

- 最終報告書案を先方関係者へ説明・協議し、基本的了解を得る
 - 時期は、2027年8月頃を想定している。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
- (ア) 初回現地調査派遣前
- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
- (イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時
- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
- (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前
- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。
- (4) 発注者への事前説明
- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
 - 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
 - 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。
- (5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用
- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
 - 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
 - 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① 外務省による無償資金協力「サイバーセキュリティシステム構築のための機材供与（経済社会開発案件）」（2022年度）
 - ② 基礎調査「全世界インクルーシブで安全なデジタル経済の推進に係る情報収集・確認調査」（2022年）
 - ③ 外務省による無償資金協力「電子政府の推進に向けた国立データセンター整備計

画（経済社会開発案件）」（2023 年度）

- ④ 技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（2023～2026 年）
 - ⑤ 基礎調査「カンボジア オファース型 DX 協力 Cambodia DX project デジタルエコシステムアセスメント結果」（2024 年）
 - ⑥ サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト フェーズ2」詳細計画策定調査（2026 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び調達時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。
 - 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（6）本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

別紙1 のとおり。

（7）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本件実施による住民移転及び土地収用はないことが確認されている。このため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月）上、環境及び社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、現時点ではカテゴリー C に分類される。本調査では、第 1 回現地調査の結果を踏まえ、改めてカテゴリー 1 分類を確認する。

（8）IT 分野における調達方式の検討方針

本事業は、カンボジアのデジタル技術アカデミー（CADT）に対してサイバーセキュリティ教育・研修・研究開発に必要なシステム 1 式を供与するものである。本事業は

システムインテグレーターによる受注が想定され、従来の施設・機材調達とは異なる調達方式が必要になってくると考えられるため、調査にあたっては以下の点について留意する。なお、検討にあたっては無償資金協力部等、JICA 内の関係部署と密接に協議を行うこと。

- CADT のサイバーセキュリティ教育・研修・研究開発に必要なシステム一式の基本設計を実施する。
- 同基本設計に基づいた適切な積算方法を検討する。その際、従来の仕様に基づく積上げ型の積算とは異なる点に留意する。
- サイバーセキュリティ分野は技術革新のスピードが速く本調査（以下、OD と呼ぶ）、贈与契約締結後の詳細設計（以下、DD と呼ぶ）、入札、契約といった各段階での時間経過に伴い、ソフトウェア・ハードウェアが陳腐化することが予見される。例えば、OD 段階で基本設計に基づいてソフト／ハードウェアリストを整理し積算したものの、DD 段階では、当初のソフト／ハードウェアとともにバージョンアップされたり、ハードウェアそのものが市販されなくなるなどの可能性もある。この点に関し、どのように対応が可能か検討する。
- 基本設計に基づく適切な効果指標を検討する。また、上述のとおり、ソフトウェア・ハードウェアが陳腐化した場合でも変更の必要がない効果指標の設定が可能か検討する。そのような効果指標の設定が困難な場合は、どのように効果指標を変更することが可能か検討する。
- システムインテグレーターを対象とした基本設計に基づくシステム一式の調達の方法として、通常の Works のみならず Plant やその他の調達方式含め、どのような形が適切であるか検討する。

（９）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）³の 15「デジタル化の促進」におけるクラスター戦略「サイバーセキュリティ」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
 - ① 外務省による無償資金協力「サイバーセキュリティシステム構築のための機材供与（経済社会開発案件）」（2022 年度）
 - ② 技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（2023～2026

³保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

年)

- ③ 外務省による無償資金協力「電子政府の推進に向けた国立データセンター整備計画（経済社会開発案件）」（2023 年度）
- ④ 技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト フェーズ 2」詳細計画策定調査（2026 年）

（１０）発注者の既存事業との連携可能性の検討

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。
 - ① 技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（2023～2026 年）
 - ② 個別専門家「通信・ICT 政策アドバイザー」（2025～2027 年）
- 特に実施中の技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（2023～2026 年）では、MPTC 職員を中心に能力向上を支援しており、同プロジェクトでの実施内容等についてチーフアドバイザー等の同プロジェクト関係者とも連携を図り、情報共有を行いながら本調査を進めることとする。
- 既往案件ではないが、2027 年 3 月から 3 年間で実施予定の技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト フェーズ 2」においては、本事業で整備される機材を活用し、サイバーセキュリティコースの実施や研究開発・試験に対する技術指導が行われることが計画されている。このため、同プロジェクトの詳細計画策定調査の結果を活用し、同プロジェクト関係者と密に情報共有を行いつつ、本調査を進めることとする。
- 特に、本事業で導入する機材を活用した人材育成の出口の具体化の観点で、本センターで教育を受けたサイバーセキュリティ人材が政府・民間企業・教育機関にどの程度排出され、結果としてカンボジアのサイバーセキュリティ能力向上にどの様に結びつくのか、上記の技術協力とも連携しながら検討・提案する。

（１１）相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 整備された機材を活用して育成される人材は、MPTC をはじめとする国家のサイバーセキュリティを支える中核的な組織・ポストへの排出が想定される。このため、サイバーセキュリティが必要と想定される経済財政省（Ministry of Economic and Finance : MEF）、内務省（Ministry of Interior : MoI）、産業科学技術イノベーション省（Ministry of Industry, Science, Technology and

Innovation：MISTI）、国土管理都市計画建設省（Ministry of Land management, Urban Planning and Construction：MLMUPC）等の主要省庁に対して、サイバーセキュリティ人材に求める知識、能力等についてヒアリングを行うこと。

- 上記に関連し、銀行・電力等の重要インフラ企業や一般企業に加え、サイバーセキュリティサービスを提供している民間企業等へもサイバーセキュリティ人材に求める知識、能力等についてヒアリングを行うこと。
- 他ドナー支援として、フランス開発庁（AFD）の支援の下、CADT に対して「国家 AI・データサイエンスセンター整備構想」が計画されている。本事業と同一実施機関であることから、両事業の相互補完的な関係を念頭に置きつつ、支援の重複が無いよう留意し、定期的に情報共有を行うこととする。

（１２）整備機材内容の精査及び財務持続性の確認

整備する予定の機材（教育分野において想定されるカリキュラムに応じたマルウェア解析、デジタルフォレンジック、脆弱性調査ツール、シミュレーター等のソフトウェア郡含む）については、相手国政府・実施機関等と事前に調整したリストを提供可能。また、前述のとおり技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト フェーズ 2」の詳細計画策定調査結果や本技術協力プロジェクト本体における検討結果についても、システム開発における要件定義に関する情報として本業務受注者に対して個別に提供する予定。

本調査では、同情報を基に、①積算に必要なカンボジアに対して提供可能なツール群及びハードの絞り込み、②ツール群のオプションや必要なカスタマイズの概要、③ネットワーク構成図等の設計、④システムインテグレーションに必要な業務等を整理する。機材内容の精査については、個別に提供されるサイバーセキュリティコースのカリキュラムや研究開発試験等の内容（前述の要件定義）と整合性に問題がないことを確認⁴するとともに、詳細な仕様や必要性については、改めて、実施機関の運営・組織体制やニーズ確認を踏まえた上で、無償資金協力事業の精度・規定に沿いながら精査する。なお、技プロ詳細計画策定調査では、研究開発分野に関しては上記のような整理が十分に実施されない可能性があるため、本調査において、カンボジア側が提示する想定機材リストを踏まえて、妥当性検証及び積算に必要な各種条件の確認並びに設計を行う。

長期的なサイバーセキュリティ人材育成及び研究開発能力の強化のためには、ハードウェア・ソフトウェアの整備のみならず、運用段階の継続的な保守維持管理が必要不可欠である。機材供与開始直後の安定運用を担保する観点から、本事業に３年間のライセンス・保守サービス費用を含めることを検討する。その際保守サービスに含まれる業務内容についても合わせて整理する。

⁴ 機材の利用目的であるサイバーセキュリティコースのカリキュラムや研究開発試験等の内容と整備する機材の整合性が取れていることを確認する方法や留意点を提案してください。

本事業によるライセンス・保守サービス費用負担終了後、運用保守・維持管理に必要な費用（後年度負担）が実施機関の財務状況に合わせた現実的な範囲に収まるように留意するとともに、必要な保守契約の業務内容及び契約書案を検討する。その際、高額な海外製品に比べて安価となる日本製品やオープンソースのソフトウェア・ハードウェアの活用も必要に応じて検討すること。加えて、導入機材の内容・数量についても精査を行い、想定される受講生数等に鑑みた想定稼働率に基づき過剰な投入とならないよう精査を行い、ライセンス・保守サービス費が先方の財務持続性を逼迫しないよう留意すること。

さらに、CADT や MPTC の財務状況や保有するファンド等に関する情報を入手・分析し、施設の運用段階において財務持続性が担保され、適切に運用保守・維持管理ができるよう、先方政府に適切な規模の予算を確保するよう提案を行う。

（１３）JICA 関係部署との協議・検討

無償資金協力事業において、教育研究開発の分野でサイバーセキュリティ関連機材（ソフトウェア含む）を供与する本事業と類似の事業は過去事例がほぼないことから、整備する機材（ソフトウェア含む）の入札や支払方法等、無償資金協力事業の規定に沿った計画を検討する必要がある。検討を進めるに辺り、無償資金協力部をはじめとする JICA 内関係部局と密に連携・協議をしながら計画を立てること。特に、本件調査の関係者が複雑で役割があいまいになる可能性があることから、役割分担について発注者との協議を通じて明確化すること。また、事業費に直結するような重要事項は発注者に対して都度確認するとともに、報告書に記載すること。

特に設計・積算段階においては、入札を想定した設計及び積算を行う必要があることから、第１回現地調査開始前後には必ず上記関係部署を含め方針について協議を行うこと。

（１４）無償資金協力事業に精通したコンサルタントとサイバーセキュリティ分野のコンサルタントとの連携

本事業では無償資金協力事業の制度・規定に沿った機材整備を計画する必要性と同時に、過去事例のほぼない教育・研究開発向けのソフトウェアやライセンス・サービス含むサイバーセキュリティ機材の整備（ソフトウェア含む）を検討することから、一般的なサイバーセキュリティの技術や知見に加えて、教育や研究開発分野の知見を必要とする。かかる状況を踏まえ、機材及びソフトウェアの特性・仕様および関連する必要な調査項目（整合性確認、支払方法、下見積取得等）は、サイバーセキュリティエンジニアや研究機関での教育研究開発の経験等を有し、一般的なサイバーセキュリティ製品やシステムに加え、教育・研究開発分野のサイバーセキュリティ製品に精通するコンサルタントからの十分で確実な助言を得るものとし、調査の実施体制に含めることとする。サイバーセキュリティ分野のコンサルタントとの連携は複数名確保することを妨げず、国内再委託も可とする。具体的な調査実施体制、調査業務実施の方法についてプロポーザルにおいて提案する

こと。なお、サイバーセキュリティ分野のコンサルタントが幹事会社として本調査を受注することを妨げないが、その際は、無償資金協力事業の制度・規定を十分に理解する従事者を調査の実施体制に必ず加えること。

サイバーセキュリティ分野のコンサルタントに期待される業務内容は以下のとおり。

【想定業務（案）】

- ①サイバーセキュリティコースや研究開発・試験の内容（システム開発における要件定義に相当）と機材の整合性の確認
- ②機材やシステムの基本設計（サイバーセキュリティコースや研究開発・試験等の機能を実現するための設計作業、システム開発としての詳細設計の前段に相当）
- ③調査を通じて得られた情報を踏まえたソフトウェアを含む具体的な製品構成、複数製品の提案、製品内容、販売本邦企業等に関する助言
- ④本邦製品・サービスの導入可能性についての検討・助言、本事業の実施による本邦企業への裨益効果（本邦企業との共同研究の可能性、本事業を通じた環境整備により日本企業の技術やソリューションの普及機会が現地で創出できるか、CADTの卒業生が現地に進出する日本企業の人的基盤の構築に繋がるか等）
- ⑤カンボジアでのIT関連のライセンス・保守サービスの提供に関する適切な調達・支払方式の検討、助言
- ⑥候補製品案の第一回渡航前の検討、及び第一回渡航後の最終化の提案
- ⑦見積り取得先の助言等、設計・積算業務の補助・助言
- ⑧実施機関にて確保すべき実施体制や先方負担事項の確認に対する助言

（１５）ライセンス・保守サービスの無償資金協力での提供検討における留意事項

IT分野、特にサイバーセキュリティに関する無償資金協力事業はJICAではあまり事例がなく、本事業の実施（特にライセンス・保守サービスの提供）にあたっては、サイバーセキュリティ分野固有の事情を考慮しつつ、無償資金協力事業の規程・制度に応じた整備計画や支払方法・契約形態等を検討する必要がある。

このため、これら検討にあたっては、無償資金協力事業のフローや規定を熟知しているコンサルタントとサイバーセキュリティの製品知識や業務経験を有するコンサルタント

（セキュリティエンジニア、研究者、セキュリティ開発者等）の両方で協力して対応することとする。

（１６）機材の保管・管理場所の状況確認

整備する予定のサーバーやストレージ、ネットワーク機器等のハードウェアやソフトウェアを、物理的に安全かつ空調や電源系統が整備された環境である場所にて保管・管理する必要がある。現状においては、相手国実施機関内に保管・管理する部屋が確保されてい

るが、導入場所の妥当性、物理的な安全性、空調、電源系統等について確認すること。必要に応じて、実施機関と代替可能な場所がないか協議すること。具体的にはサーバー関連機材は、既存サーバー室に設置予定であり、ラック設置スペースを確認済であるが、研修で利用する予定のオペレーションルームについては複数候補がある。また、実施機関が保有する既存建屋の改修が発生する可能性あり。既存建屋の改修に設計検討が必要な場合は、本契約の範囲内において受注者にて実施すること。なお、建屋改修が発生した場合は、実施機関の負担事項として対応可能か検討すること。

（１７）カンボジアにおけるサイバーセキュリティ分野における将来的な支援の方向性の提案

本業務をとおして得られた情報や JICA が実施中および過去に実施した協力及び調査について情報収集・整理・教訓の抽出を行い、カンボジアにおけるサイバーセキュリティ分野における協力のあり方について、JICA クラスタ戦略「サイバーセキュリティ」や同国に対する「デジタル経済社会の発展支援」オファー型協力方針等も踏まえ、可能な範囲で検討・提案する。検討に際しては、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室をはじめとする JICA 内関係部局とも密に連携する。

第４条 業務の内容

（１）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第６条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（３）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - ・ 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - ・ 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

本業務では当該項目は適用しない。

(5) サイト状況調査

維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ
 - (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
 - (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
 - (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
 - (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。

- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

本業務では当該項目は適用しない。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な機材（ハードウェア等）について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(13) 調達・据付計画の立案

以下の調達・据付計画について検討・作成する。

① 資機材調達計画

② 調達・据付監理計画

- 本事業の調達監理計画についても、基本設計を踏まえ、コンサルタントが行う調達監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象機材（ソフトウェア含む）に関する維持管理（ライセンス、

運用保守含む) について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、必要な維持管理業務を整理する。システム改修やその発注が必要であればその内容も含めること。

- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する機材の維持管理（ライセンス・運用保守含む）を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。維持管理の内容は、「(15) 事業の維持管理計画の立案」で検討された内容とし、検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。なお、本体事業の調達業者が実施する初期操作指導や今後実施予定の「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト フェーズ2」との棲み分けを考慮しつつ検討すること。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

(17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁵（便宜供与、運営費／人員確保等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重

⁵ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁶を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

(20) 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(21) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁷。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

⁶ 無償資金協力事業では免税が原則である。

⁷ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(22) 想定される事業リスクの検討

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

(25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準

備調査報告書を完成させる。

- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）⁸も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語	電子データ	-
現地調査結果概要	第 1 回現地調査終了後 1 ヶ月以内	日本語	電子データ	-
協力準備調査報告書（案）	概略設計協議調査の 2 ヶ月前	日本語	電子データ	-
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
進捗報告書 ⁹ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期を除く）	日本語	電子データ	-

⁸ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

⁹ Project Monitoring Report (PMR)

協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	2 部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	2 部
		英語	CD-R	2 部
		英語	製本	2 部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	-

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹⁰の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたものの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

¹⁰ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第6条 再委託

本業務では、以下の業務について、国内組織への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	設計・積算補助	本業務を通して決定された候補機材を基に、サイバーセキュリティ製品の知見を有し、製品を提供するコンサルタントからの提案や助言を得ながら設計・積算を行う	一式	定額計上

第7条 機材の調達

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：プノンペン（人口約 240 万人）
- (3) 案件名：サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画（The Project for the Improvement of Cybersecurity Education, Research and Development Laboratory）
- (4) 事業の要約：カンボジアデジタル技術アカデミーへサイバーセキュリティに関する教育及び研究開発に必要な機材整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における情報通信セクターの現状・課題及び本事業の位置付け
カンボジア政府は、「第一次五角形戦略」（2023 年）の新たな柱として「デジタル経済・社会の発展」を掲げ、デジタル化を推進している。郵政電気通信省（Ministry of Post and Telecommunications、以下「MPTC」という。）による「デジタル政府戦略」策定等において、サイバーセキュリティの確保はデジタル化を通じた質の高い公共サービスの向上に不可欠な行政機能と位置付けられる。一方、国際電気通信連合による「Global Cybersecurity Index 2024」では、同国は 37.09 点（100 点満点）に留まり、ASEAN 諸国と比べ技術・能力面に大きな課題がある。高度化するサイバー攻撃に対応する専門人材不足、研究開発環境の未整備は、重要インフラの脆弱性を高めており早急な対策が求められる。

同国では、無償資金協力「サイバーセキュリティシステム構築のための機材供与（経済社会開発案件）」（2022 年度）を通じ、MPTC に対しセキュリティ監視センターの機材が整備された。同センターは 23 省庁・25 州を含む政府機関ネットワークを保護下におき、累計約 4.8 億件の攻撃を検知・抑制した。サイバー攻撃については引き続き高度化しており、これらに対応するための高度なサイバーセキュリティ能力を有する人材の育成が求められている。

カンボジアデジタル技術アカデミー（Cambodia Academy of Digital Technology、以下「CADT」という。）は、デジタル分野の人材育成や技術開発を担う国家研究教育機関（MPTC 傘下の行政法人）であり、①学術教育、②政府職員・専門家向けサイバーセキュリティ研修、③研究開発の 3 部門を有する。CADT はサイバーセキュリティに特化した施設として、「サイバーセキュリティラボ」の構築を計画しているが専門機材が不足している状況にある。

「サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画」（以下、「本事業」という。）は、CADT に対する必要な機材整備を通じ、MPTC をはじめとするカンボジア政府内のサイバーセキュリティ分野の専門人材の育成・研修、学位課程（学士・修士）の教育基盤形成

と研究開発環境の改善を図るものであり、同国のサイバーセキュリティ能力向上に資する事業と位置付けられる。

(2) 情報通信セクター／カンボジアに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（F0IP）等の主要外交政策との関連）

「対カンボジア国別開発協力量針（2024 年）」の重点分野「安心・安全な社会の実現」に合致し、「対カンボジア国 JICA 国別分析ペーパー（2024 年）」で、サイバーセキュリティ対策は持続的経済社会の前提として支援が必要と分析している。JICA グローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」、クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」に加え、「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）」の「自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保」や「サイバーセキュリティ能力構築」、2025 年に発表された「日 ASEAN・AI 共創イニシアティブ」におけるサイバーセキュリティ分野の人材育成・能力構築方針と整合する。また、本事業はオファー型協力の安全・信頼性の高いデジタル・AI インフラ基盤整備に資する取組として位置付けられる。本事業は教育・研究開発が密接に連携し、教育面からの専門人材の輩出によってカンボジア全体のサイバーレジリエンス向上及び、AI の導入に必要な環境整備を促進することが期待される。

(3) 他の援助機関の対応

フランス開発庁（AFD）は 2026 年以降、CADT に「国家 AI・データサイエンスラボ」を構築する計画であり、AI・データサイエンス分野を中心とした研究基盤の形成を主目的としている。本事業は AFD の支援とは目的及び対象分野が異なり、協力内容に重複はなく、相互補完的な関係にある。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、カンボジアの開発政策並びに我が国の協力量針に合致し、SDGs ゴール 9（産業と技術革新の基盤づくり）及び 17（パートナーシップで目標を達成しよう）に貢献する。

同国では国際犯罪組織の拠点化やサイバー攻撃の脅威が顕在化し、日本国民が被害に遭う事例もあり、本事業を通じた環境改善は国際犯罪の未然防止に資する。高度な専門人材輩出と安全なサイバー空間確保は、包括的かつ持続的な発展の観点からも意義深く事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、カンボジアのデジタル技術アカデミー（CADT）に対してサイバーセキュリティ教育・研修・研究開発に必要な機材を整備することにより、サイバーセキュリティ専門人材の育成・研究開発環境の改善を図り、もって同国のサイバーレジリエンス強化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【機材】一般機材（サーバ、ワークステーション、ストレージ、ネットワーク機器等）、サイバー特化機材（SOC、IoT セキュリティ、ソフトウェア（ライセンス・保守費用含む）等）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達・据付監理。ソフトコンポーネントとして、運用保守・維持管理に係る技術指導等。

ウ) 調達・施工方法

機材は基本的に本邦調達とし、日本または現地で調達困難な機材は第三国（米国等）調達とする。詳細は協力準備調査において確認する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：サイバーセキュリティに関連する CADT のスタッフ・研究者・学生および CADT で学ぶ政府職員・専門家（約 1,500 名）、カンボジア国内の大学・関連機関・企業（約 95 組織）

最終受益者：カンボジア全国民（1,700 万人）

④他の JICA 事業との関係

技術協力「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（2023～2026 年）では、MPTC 職員を中心に能力向上を支援している。後継案件として、CADT のサイバーセキュリティ人材育成を支援する技術協力の実施を予定。本事業によるハード・ソフト一体の協力により、基礎から高度専門領域まで段階的かつ一貫した育成環境を整備する。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：カンボジアデジタル技術アカデミー（Cambodia Academy of Digital Technology, CADT）。

② 他機関との連携・役割分担：CADT のボードメンバーには MPTC 長官も含まれているため、MPTC も意思決定に関与する。他機関との連携として、フランス開発庁は 2026 年以降、CADT に「国家 AI・データサイエンスラボ」を構築する計画であり、AI セキュリティの分野で連携可能性がある。

③ 運営／維持管理体制：CADT（職員 125 名）は 17 名の維持管理エンジニアを有しており、ソフトウェアの更新対応を含めて機材の運用及び維持管理を行う。全体予算の 1～3%を維持管理費に充てる計画だが、機材構成や維持管理費見込みに応じて、積み上げ率の調整を行う必要がある（詳細は協力準備調査で確認する）。

(3) 安全対策

協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とその対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

(5) 横断的事項

①ジェンダー分類：【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、女性技術者のニーズの把握、ニーズに合った能力強化の仕組みの有無、ソフトコンポーネント活動への参加、設計における女性技術者のニーズ等ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

②気候変動・生物多様性：本事業は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。なお、洪水等の気候変動リスクを鑑み、機材設置場所の選定や電気系統の防護手段等を事業内に組み入れることを協力準備調査で検討する。

(6) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2025 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 3 年後】
サイバーセキュリティ研修受講者数 (政府職員・専門家等) (人/年)	183	1,000
サイバーセキュリティ科目履修者数 (学生・社会人含む) (人/年)	24	650
サイバーセキュリティに関する研究開発・試験のプロジェクト数 (累計件数)	0	50

(2) 定性的効果

- ・ 中小企業やスタートアップを含む国内企業のサイバーセキュリティに係る能力強化。
- ・ サイバーセキュリティ専門家間の交流、及び、国内外のネットワーク拡大。
- ・ サイバーセキュリティを含むデジタル分野における教育の質向上

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国向け「ガジャマダ大学整備事業」（評価年度 2010 年）の事後評価等では、高度な調達機材に際し担当者の技術不足による未利用や未修理の課題が指摘された。本事業では、コンサルティング・サービスによる技術指導に加え技術協力を通じて、研修の実施や機材の維持・管理に係る助言等を継続的に行う。

【別紙資料】サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画 環境社会配慮

【別添資料】サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画 地図

サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

サイバーセキュリティ教育・研究開発環境整備計画 地図



出典：Google Maps（地図データ©2024 Google）より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：サイバーセキュリティに関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：カンボジア国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

- 1)事前準備：2026 年 10 月～11 月
- 2)第一回現地調査：2026 年 11 月
- 3)国内解析：2026 年 11 月～2027 年 7 月
- 4)第二回現地調査（概略設計ドラフト）：2027 年 7 年～8 月
- 5)国内整理：2027 年 8 月
- 6)概略設計概要資料提出：2027 年 8 月
- 7)最終報告書提出：2027 年 12 月

（2）業務量目途

1）業務量の目途

約 17.80 人月

2）渡航回数の目途 延べ 11 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）国内組織への再委託

以下の業務については、国内組織への再委託を認めます。

➤ 設計・積算補助

本業務を通して決定された候補機材を基に、サイバーセキュリティ製品の知見を有し、製品を提供するコンサルタントからの提案や助言を得ながら設計・積算を行う。

（4）配付資料／公開資料等

特記仕様書第3条（5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用にて記載されている先行調査、既存事業を確認すること。

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有（実施機関より提供を受ける予定）
4	家具（机・椅子・棚等）	有（実施機関より提供を受ける予定）
5	事務機器（コピー機等）	有（実施機関より提供を受ける予定であるが、性能が古い可能性あり）
6	Wi-Fi	有

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

78,189,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2）上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(5,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	サイバーセキュリティに係る設計・積算補助	「第2章 特記仕様書案第6条再委託」	5,000,000円	サイバーセキュリティに係る設計・積算補助一式	国内組織への再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：プロポーザル評価配点表

別紙2

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)